

原案可決

平成 22 年 11 月 25 日

議提議案第 6 号

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 200」に改める。

第 2 条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 195」を「100 分の 190」に、「100 分の 200」を「100 分の 205」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

提 出 者	議 員	泉	二 良
〃	〃	小 林	甚 一
〃	〃	山 田	忠 之
〃	〃	新 井	清 次
〃	〃	松 岡	兵 衛
〃	〃	高 橋	初
〃	〃	三 浦	和 一
〃	〃	黒 澤	三千夫